

利用料金等の改定スケジュール

実務における利用料金等の改定スパン

伊丹市受益者負担に関する考え方

(令和4年3月制定)

13. 定期的な料金の検証

市を取り巻く社会情勢は刻々と変化するため、
現行の料金が適切か否かの検証を原則4年ごとに行うものとします。



利用料金等の見直しは、施設の収支計画（指定管理者の公募条件）等に影響を与えるため...

【定例】指定管理者の更新時期（3～5年）に合わせて実施。

※原則として指定更新前年度の6月定例会で条例改正

【臨時】大規模改修等に伴う施設機能の変更や追加、向上等については必要に応じて利用料金等を改定。